


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆税制改正のあらまし ◆「創立50周年記念講演会」のご案内
- ◆「リスクマネジメントセミナー」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
4	4	木	新社会人セミナー	9:30 ~ 16:00	於:天神ビル11F
4	12	金	平成30年度監査	11:00 ~ 12:00	於:事務局会議室
4	16	火	総務委員会	11:00 ~ 12:00	於:事務局会議室
4	19	金	正副会長会	14:00 ~ 14:50	於:福岡ガーデンパレス
4	19	金	理事会	15:00 ~ 16:00	於:福岡ガーデンパレス
4	22	月	パソコン講座 (Word初級編)	10:30 ~ 16:30	於:サンセルコビル7F
4	23	火	パソコン講座 (Word初級編)	10:30 ~ 16:30	於:サンセルコビル7F
4	25	木	パソコン講座 (Excel初級編)	10:30 ~ 16:30	於:サンセルコビル7F
4	26	金	パソコン講座 (Excel初級編)	10:30 ~ 16:30	於:サンセルコビル7F

●支部の行事

月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール (大濠支部)	19:00 ~ 19:45	於:大濠公園
毎月1回			青少年対策パトロール (天神第3支部)	16:00 ~ 16:45	於:天神地区 (3丁目)

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
4	17	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於:事務局会議室
4	19	金	九北連青連協租税教育研修会	16:00 ~ 17:00	於:八 仙 閣

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
未定			役員会	11:00 ~ 12:00	於:事務局会議室
4	25	木	全国女性フォーラム (富山大会)		於:富山産業展示館テクノホール

(I) 税務カレンダー

4月の税務カレンダー

- 4月10日 ● 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4月15日 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出（市町村長へ）
- 4月30日 ● 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
 - 2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 軽自動車税の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後のまでの期間）
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日以後3月を経過する日までの期間等）

(II) 知らないと損する税情報

税 理 士 堤 一 博

生命保険と法人税

「節税保険」・・・

今年2月の中旬、「節税商品（法人定期、経営者保険）」が販売停止となった記事を目にされた方も多いことでしょう。これは、国税庁が法人「定期」保険に関する新たなルールを・・・との意向を示したことに対する生命保険業界の対応です。



法人税法では、法人税基本通達9-3-5にあるとおり、原則的に支払保険料は、期間の経過に応じて全額損金算入するというのが基本です。

従来から、利益の費用化（つまり保険料の全額損金算入）により将来に解約返戻金を受け取る、一種の利益の繰り延べ効果を前面に押し出した商品が生まれ、2008年の法人向けの通増定期保険、2012年通増がん保険のように、国税庁はその都度、商品別の損金算入割合の通達を見直してきました。一種の「いたちごっこ」の観がありました。

入口としての保険料の損金算入と出口としての役員退職金や生産設備の特別控除などの措置との組み合わせによるいわゆる保険スキームが行き過ぎ、本来の企業として万が一に備える事業保障の性格が希薄となり、利益の繰り延べ効果のみを追い求める商品設計の横行を招いていました。

現在の国税庁で検討されている新ルールの詳細はまだわかりませんが、方向性としては、

- ① 商品別損金算入割合通達の廃止
- ② 新通達は解約返戻金の返戻割合が50%超の商品を対象
- ③ 損金算入割合は解約返戻金のピーク時の返戻率に応じて区分などがあるといわれています。

従来は、通達適用の日以後の契約分から適用されてきましたが、今回は、いわゆる「既契約遡及」も検討の俎上のぼっているとか・・・

実際にはふたを開けてみなければ、わかりませんね。

いずれにしても、現行の「全額損金」、「2分の1損金」、「3分の1損金」の処理が、今後、どのような形になるかは、慎重に見極めて対応策を検討する必要があります。

既存の契約をそのままとするか、解約するか、あるいは、名義変更するかなどの自社にあった形の保障形態を検討するいい機会だと思います。

ところで、「解約」や「名義変更」を選択された場合ですが、「解約」の場合は解約返戻金+配当積立金が収益となり、「名義変更」の場合には、保険契約を譲渡することですので、譲渡時点での解約返戻金+配当積立金が収益となります。

いずれの場合にも、当該保険について保険積立金を計上している場合には、その金額と収益との差額が課税所得になります。

(保険積立金がない場合の仕訳例)

借 方		貸 方	
現 預 金	10,000,000円	雑 収 入	10,000,000円

(保険積立金がある場合の仕訳例)

借 方		貸 方	
現 預 金	10,000,000円	雑 収 入	4,000,000円
		保 険 積 立 金	6,000,000円

また、保険会社から税務署に提出される「支払調書」のルールが、平成27年度改正で、変更されて「契約者の変更」が追加されています。このため、平成30年1月1日以降の名義変更については、解約返戻金や既払込保険料等の支払関連情報が提出されることとなっていますので、この点にも留意して検討ください。

いずれにしても、法人契約のいわゆる「節税商品」としての生命保険契約を締結されている経営者の方は、国税庁の今後の動向の情報収集が必要であり、また、自社が締結している契約の内容を詳細に検討し今後の方針を決める必要があります。



福岡中部法人会 主要事業予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場	
2019	1	17(木)	17:00～19:30	本 部	新春講演会・会員交流会	アークホテルロイヤル福岡天神	
	2	20(水)	14:00～15:30	本 部	経営セミナー	TKPガーデンシティー天神	
		15(金)	19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	クアンティック4F	
	3	8(金)	16:00～18:00	青年部	経営セミナー	クアンティック	
		25(月)	13:30～16:00	本 部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス	
	4	4(木)	9:30～16:00	本 部	新社会人セミナー	天神ビル	
		22(月)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座 (ワード初級コース)	サンセルコビル7F	
		23(火)	〃	〃	〃	〃	
		25(木)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座 (エクセル初級コース)	サンセルコビル7F	
		26(金)	〃	〃	〃	〃	
	5			13:00～15:30	本 部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
		29(水)	14:00～15:30	本 部	福岡中部法人会創立50周年 記念行事	ソラリア西鉄ホテル	
		29(水)	16:00～20:00	本 部	第8回通常総会	ソラリア西鉄ホテル	
	6				青年部	カップリングパーティー	
					本 部	リスクマネジメントセミナー	
	7				本 部	パソコン講座(中級コース)	サンセルコビル2F
	8				本 部	新設法人説明会	
					本 部	経営セミナー	
					本 部	改正税法説明会	
	9			13:00～15:30	本 部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
				13:30～16:00	本 部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
				本 部	パソコン講座(中級コース)	サンセルコビル2F	
10							
11				本 部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多	
	15(金)			本 部	五法人共催講演会	ソラリア西鉄ホテル	

※ 日時、会場が空白のところは未定です。